

商品概要説明書

一般財形貯金

(令和元年 10 月 1 日現在)

| | |
|--|---|
| 商品名 | ・一般財形貯金 |
| ご利用いただける方 | ・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし） |
| 期間 （預入期間） | ・ 3 年以上 |
| 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入貯金の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れます。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。 |
| 払戻方法 | ・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。 |
| 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | — |
| 中途解約時の取扱い | ・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約時の取扱いに準じます。 |
| 貯金保険制度 （公的制度） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融共済部（電話：025-793-1399）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」</p> |

| | |
|----------------|--|
| その他参考となる 事項 | ・「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、 通知書受領月の翌月から積立を中止します。 |
|----------------|--|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A北魚沼